

令和5年度外国人観光客及び事業者向け災害対応マニュアル
企画・製本業務委託に係るプロポーザル公募要領

1 概要

- (1) 業務名
令和5年度外国人観光客及び事業者向け災害対応マニュアル企画・製本業務
- (2) 業務内容
別添「仕様書」のとおり
- (3) 見積限度額
2,500,000円（消費税及び地方消費税含む。）
- (4) 契約予定期間
契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

2 応募資格

当プロポーザルに応募できる者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する事業実施者であり、次の(1)から(8)までの全ての要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『10企画・広告・手配』」であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び県税、市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

3 連絡先及び提出先

担当課：紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局（以下、事務局）

担当者：谷村

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課内

電 話：073-441-2785

F A X : 0 7 3 — 4 2 7 — 1 5 2 3

E m a i l : e0625001@pref.wakayama.lg.jp

4 スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル参加申込書 申込期限	令和5年11月29日(水)17時まで
企画提案書作成に係る質問期限	令和5年12月 1日(金)17時まで
企画提案書 提出期限	令和5年12月 8日(金)17時まで
選定結果の通知・公表	契約候補者選定後速やかに
契約候補者と契約締結	令和5年12月中旬(予定)

5 企画提案書作成に係る質問

プロポーザル応募に当たって質問事項がある場合は、質問票(様式1)を提出してください。ただし、口頭による質問は受け付けません。

- (1) 質問期限 令和5年11月29日(水)17時まで
- (2) 質問方法 質問票(様式1)を「3 連絡先及び提出先」あてFAX、電子メールで送付
- (3) 回答方法 随時、和歌山県観光交流課ホームページで公表
なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問等、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けません。

6 応募申請書類の提出

本プロポーザルへ応募する場合は、次に掲げる書類を提出してください。なお、各書類の説明については、提出書類一覧(別紙)を参照してください。

- ① 応募申請書(様式2)・・・1部
 - ② 応募資格に反しない旨の宣誓書(様式3)・・・1部
 - ③ 団体の概要に関する調書(様式4)・・・1部
 - ④ 「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写し・・・1部
- (1) 提出期限 令和5年11月29日(水)17時まで
 - (2) 提出曜日 月曜から金曜まで(祝日除く。)
 - (3) 提出時間 9時から17時45分まで(最終日は17時00分まで)
 - (4) 提出場所 和歌山県商工観光労働観光局観光交流課内
(和歌山県和歌山市小松原通1-1)
 - (5) 提出方法 持参、郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。なお、郵送により提出した場合は、受領確認を事務局あてに電話にて行ってください。
 - (6) そ の 他 応募申請後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届(様式9)を上記6(4)あてに提出してください。

7 企画提案書等の提出

上記6の応募申請書類を提出した者は、次に掲げる書類を提出してください。

- ① 企画提案書（様式6、別添様式任意）・・・正1部、副（写し）5部
- ② 見積書及び積算内訳（様式7）・・・正1部、副（写し）5部
- ③ 業務実績表（様式8）・・・1部
- ④ 提案者の概要がわかるもの（会社案内等）・・・正1部、副（写し）5部
及び①～④のPDFデータ

(1) 受付

ア 提出期限 令和5年12月8日（金）17時まで

※郵送の場合、提出後、企画提案書の到着の有無の確認を必ず電話で行うこと。

イ 提出場所 和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課内

（〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1）

ウ 提出方法

（ア）書類

観光交流課まで持参、郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。なお、郵送により提出した場合は、受領確認を事務局あてに電話にて行ってください。

（イ）PDFデータ

下記アドレスまで送付してください。なお、データ容量が5MBを越える場合は、別途送付用URLをお送りしますので、3の担当までご連絡ください。

メール：e0625001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 企画提案書に盛り込む内容

ア 本事業の取組方針及び手法

イ 本事業の取組体制（人員・経験等）

ウ デザイン案及びページ構成案

仕様書に従い、「(2) 観光関係事業者向け 外国人観光客への災害対応マニュアル」の「P4 想定される緊急事態（地震・津波・震度等の情報含む）」のページデザイン（A4縦）1ページ分を必ず作成し、提案すること。

エ パンフレット作成工程表

オ 本事業に関連する実績

カ 再委託等の有無及び予定

(3) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、プロポーザル参加者の負担とする。

イ 企画提案はプロポーザル参加者1者につき1提案とする。

ウ 企画提案書等は、プロポーザル参加者に無断で使用しない。

エ 提案のあった企画提案書等は返却しない。

オ 責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

カ 事務局が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

8 契約候補者選定方針

次の要件を満たす者を選定する。

ア 仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な者であること。

イ 業務執行体制が万全で、期日を遵守し、履行可能な能力を有する者であること。

9 契約候補者選定方法

- (1) 選定は、選定委員会の委員が行う。
- (2) 選定にかかる審査は、書面審査とする。
- (3) 契約候補者は、企画提案書の内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し選定する。
- (4) 選定委員会各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行ったプロポーザル参加者のうち最高評価点のプロポーザル参加者1者を契約候補者とする。なお、同点の場合は、見積額を参考に契約候補者を選定する。
- (5) プロポーザル参加者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、評価点の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該プロポーザル参加者を契約候補者に選定する。
- (6) 選定結果は、選定後、速やかにプロポーザル参加者に通知する。
- (7) 選定結果は、選定後、速やかに和歌山県観光交流課ホームページにて公表する。
- (8) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中にプロポーザル参加者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当する者が契約候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 契約候補者は、本件業務を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ事務局の承認を受けた場合はこの限りではない。

エ 契約候補者は、法人にあつては法人登記事項証明書、個人にあつては住民票、また、消費税及び地方消費税、その他国税、県税及び市町村税に未納のないことを証する書類（発行後3ヶ月以内のもの）を契約締結までに速やかに各1部ずつ提出すること。ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、県税及び市町村税に未納のないことを証する書類は必要としない。

10 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「2 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) プロポーザル参加者に次の行為があった場合

ア 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

- イ 他のプロポーザル参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 契約候補者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1 1 契約の締結

選定した契約候補者と事務局は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次順位のプロポーザル参加者と協議する。

1 2 その他

- (1) 企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約候補者に選定された場合には事務局と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (3) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。